

アイエム ニュース!!

第35号
2015.2.10
発行

【記事の内容】

医療法人

持分ありから持分なし医療法人への移行の判断について

税 務

病院・診療所の相続・贈与の税務対策(11)

コンサルティング

今だから活用したい！SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

労務管理 ①

ご存知ですか？マイナンバー制度

労務管理 ②

『メンタルヘルスに対する取り組みが必要になります』

人 財

コーチングを活用した人材育成(2)

医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります！



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

金沢市鞍月東2丁目48番地(石川県医師会・日赤共同ビル) TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

持分ありから持分なし医療法人への移行の判断について

平成26年10月1日より“持分なし医療法人への移行計画の認定制度（以下：認定医療法人制度）”が開始されました。本件については、前号（第34号：「持分なし医療法人への移行促進策」）で、以下の点をご案内致しました。

- 持分あり医療法人（平成19年3月31日以前設立）では、出資者（≒株主）が医療法人に対して持つ出資持分（≒株式、個人財産）の時価評価が多額になっているケースが大変に多い。
- 持分あり医療法人が抱える大きな課題は、①時価評価が高まった出資持分により出資者死亡時の相続税負担が大変に大きくなる可能性があるという出資者側のリスク、②出資者が元来保有している“医療法人に対して出資持分の払い戻しを受ける権利がある”という医療法人側のリスクの2つである。
- 出資持分は一般的に市場換金性が低いため、上記リスク回避を目的に出資持分を放棄し持分なし医療法人へ移行することにより、出資持分への課税を回避できる可能性がある。
- 持分なし医療法人への移行手段としては、①一般の方法（定款変更）で移行する手段、②認定医療法人制度を活用する手段（認定医療法人として認定を受け、その後3年以内に持分なし医療法人へ移行＝持分放棄をする）がある。



《移行判断の選択肢》

移行に伴い、相続税法施行令33条3項各号の要件（役員等の親族割合1/3以下等）を充足した体制を構築できるかどうかを検討し、それらの“体制を事前に整えたうえで移行をしなければ課税される”ことに留意が必要です。これは認定医療法人制度を活用した移行の場合も同様です。

No.	移行する 又は しない	持分ありから持分なしへの移行手段	相続税法施行令 33条3項各号要件 (役員のうち 親族割合1/3 等)の充足	出資持分についての課税
1	移行する	定款変更（一般の方法）＝持分放棄＝持分なし	○	移行時、法人にみなし贈与税が課されない
2		〃	×	〃 課される
3		認定医療法人に認定一定款変更＝持分放棄＝持分なし	○	移行時、法人にみなし贈与税が課されない
4		〃	×	〃 課される
5	移行しない	-	-	出資者死亡時に相続税課税

※上記とは別に、複数出資者がいる法人で、うち特定の者にもみ払戻しをする場合などは、その払戻し額によっては他の出資者への贈与になる場合があります。

《判断の留意点》

持分なし医療法人への移行を検討するうえで、税務的な判断以外にも、医療法上の留意点、病院運営上の課題の解決等の様々な諸課題をクリアしながら進める必要があります。

弊社は、北陸内で複数の相談対応・移行支援実績を有しており、計画的で円滑な移行をご支援致します。ぜひお気軽にお問合せ下さい。

税務・会計



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出博敏

会社紹介

昭和51年創業。スタッフ(28名)の中に、税理士・医療経営コンサルタント・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医療分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医療経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金拠出型医療法人等への持分なし医療法人化、「医療経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

平成25年1月に医療経営コンサルティング専門会社「株式会社医療経営研究所」を立ち上げ、グループとして税務会計・経営改善の両面から医療経営を支援している。 URL http://nochide_kaikei.tkcnf.com

病院・診療所の相続・贈与の税務対策(11)

〈医業継続に係る贈与税の納税猶予等の創設〉

Q 医業継続に係る贈与税の納税猶予制度の創設について教えてください。

A 贈与税の納税猶予制度の創設

持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額(経済的利益)に相当する額の贈与を受けたものとみなして、他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、その経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

税額の計算は

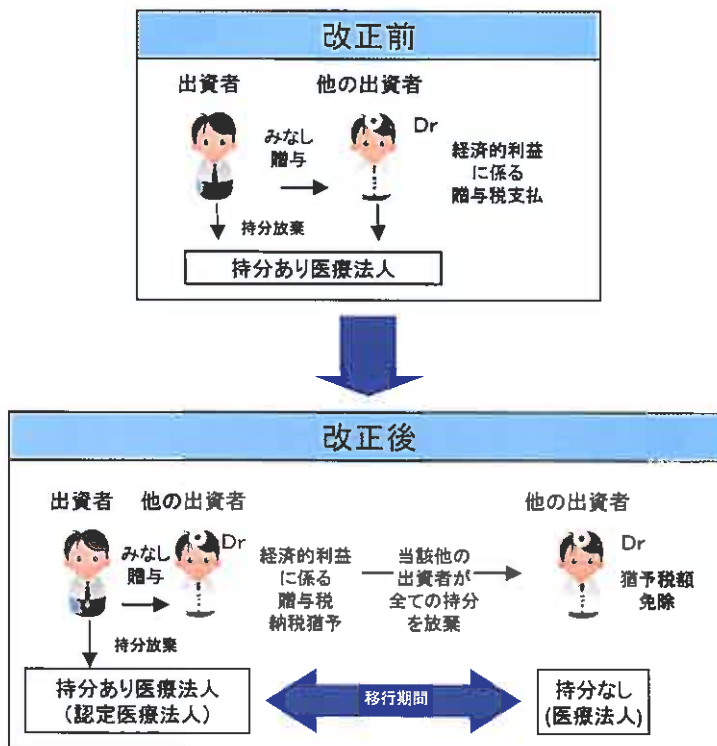
- ①上記の経済的利益及びそれ以外の受贈財産について通常の贈与税額を算出。
- ②上記の経済的利益のみについて贈与税額を算出し、その全額を猶予税額とする。
- ③上記①の贈与税額から②の猶予税額を控除した金額を納付税額とする。

猶予税額の納付、利子税の納付及び税額控除については、相続税と同様にします。

また、贈与税額の計算にあたっては、受贈者が既に相続時精算課税制度の適用を受けているものであっても、猶予税額の計算においては暦年贈与による税額計算を行うものとします。

医療法人の贈与税の納税猶予制度の概要

贈与者	持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄
受贈者	持分の価額が増加した他の出資者
受贈益	受贈者に対して、その増加額(経済的利益)に相当する額について贈与を受けたものとみなして贈与税が課税される
医療法人	認定医療法人であるとき
担保	担保の提供が条件
猶予税額	当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、その経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額
猶予税額の免除	移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合



税務・会計



今村会計事務所
 所長・税理士 今村 修

会社紹介

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出(行政書士業務)を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

URL <http://imamura.ne.jp/>

- SNSを活用して医療機関の広報媒体として活用したい。
- 患者さんやスタッフとの連絡網のインフラとして活用したい。
- いろいろなSNSがあるけど、どれを使ったらいいのかわからない。

日本では10人に4人がSNSを活用しています。

日本のインターネット人口は、平成25年度版の情報通信白書によれば9652万人に達し、国民10人のうち、実に8人がインターネットを利用しています。

一方で、ICT総研の調査では日本のSNS人口は4965万人に達します。

単純計算で、インターネット利用者のうち、半分以上がSNSを利用していることとなります。



昨今、Facebook®、Twitter®、YouTube、LINE、Google+などのソーシャルメディアを患者さんや地域社会とのコミュニケーションハブとして利用する医療機関が増えています。主な活用方法としては、増患対策（患者さんへの病気の相談、動画や写真による情報提供）、広報活動、採用情報、職員間との連絡網（業務連絡、安否確認）など、さまざまな情報提供を行う事によって、医療機関の経営をサポートし得る媒体として進化しています。

**自院のホームページが気になる方は、気軽にお問い合わせ下さい！
無料診断(レポート報告)致します。(初回診断無料)**

- ※診断するホームページは1サイトのみです。
- ※レポートの報告は1回行います。
- ※レポート作成に日数をいただく場合があります。



経営改善・
経営相談



株式会社メディカコンサルティング
専務取締役 松浦実利

会社紹介

平成19年6月、税理士法人 畠税理士事務所（現 畠&スターシップ税理士法人）医療コンサルティング部を法人化。立地探しから行う開業支援・マーケティングコンサルティングや、医療法人・社会福祉法人の設立支援、介護事業立ち上げ支援、病院・福祉施設の人事財務運動型コンサルティングなど畠経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

～ご存知ですか？マイナンバー制度～

公平・公正な社会の実現、手続きの簡素化による国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、「社会保障・税番号(マイナンバー)制度」が実施されます。

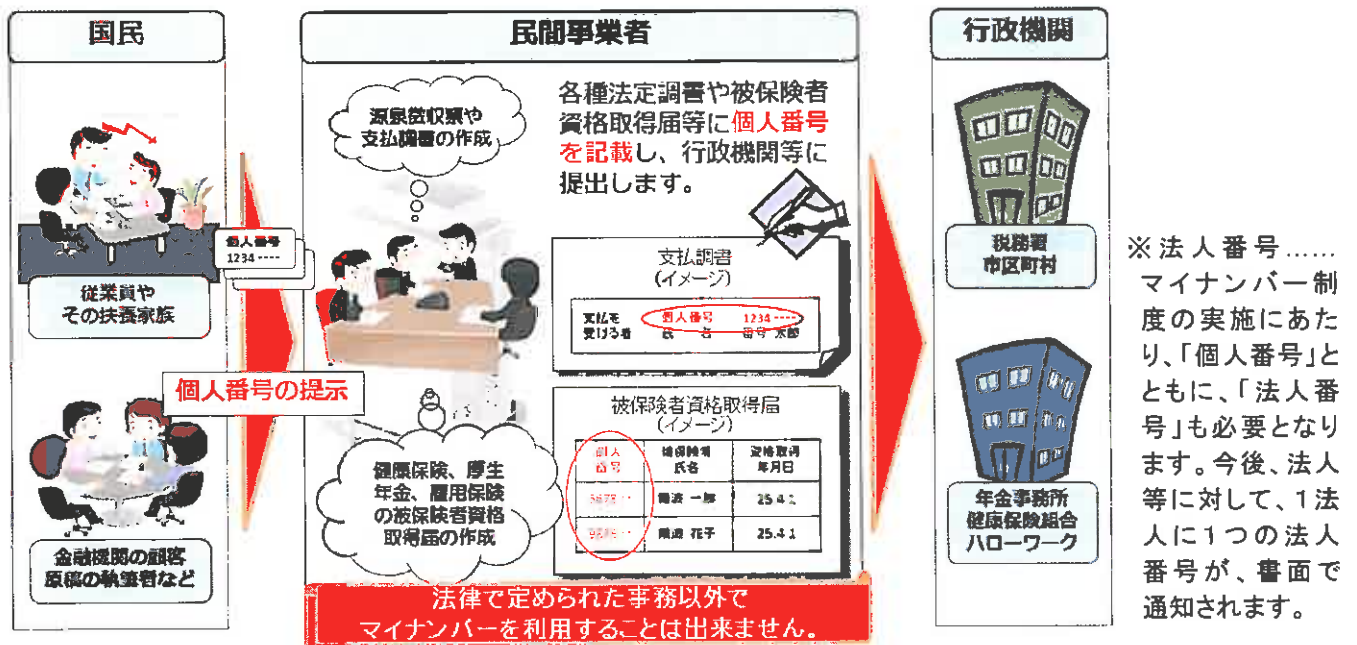
厚生労働省も、社会保障分野への社会保障・税番号制度の導入に向けて、事業主の皆様への周知活動を始めています。

いずれ対応しなければならない問題ですので、概要を知っておきましょう。

マイナンバー制度の概要 ～社会保障・税番号(マイナンバー)制度とは？～

- ・国民1人ひとりに唯一無二の番号(マイナンバー)を配布し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基盤です。
- ・平成27年10月から、国民の皆様一人一人に「個人番号」(=マイナンバー)が通知されます。
- ・平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で「個人番号」を使うこととなります。
- ・民間事業主の方についても、従業員等に関する社会保険の手続きや、税の手続きで、個人番号を取扱うこととなります。

<民間企業における番号の利用例>内閣官房資料より



★実施までにまだ期間はありますが、将来的には、社会保険や税の手続き等において、事業主の皆様が、従業員等の個人番号を取扱うこととなります。法律上、事業主の皆様は、「個人番号関係事務実施者」とされ、情報漏えいなどについて、一定のルールを守る必要が生じます。今後も、注意点などを紹介させていただきます。

労務管理



島 康 祐

会社紹介

当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りにも努め、クライアントの皆様と共存共栄を図ってまいります。

島総合マネジメントオフィス
社会保険労務士法人ツインズ
野々市事務所代表社員
特定社会保険労務士

『メンタルヘルスに対する 取り組みが必要になります』

知らなきゃ
トラブル！

皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年を振り返ると、うちの末正事務所ではずっと求人をかけ続けていたように思います。結果は、1人の採用でした。現在も求人中ですが、数年前と違って応募が少なくなっています。もしかして、求人を出しっぱなしなので、ブラック企業とされているのでは…と心配になるくらいです。

ずいぶん前から医療機関の人材不足は深刻であり、看護師は特に深刻な状態にあることは、現在も全く解消されていないようです。

医療業界に限らず、「人材不足」は、どこの業界においても最も切実な問題となり始めています。マスコミでもこの問題が頻繁に取り上げられており、「人材不足により倒産する中小企業も増え始めている」との報道があるくらいです。医療の職場においても、最近では、人材不足により、職員の業務の負担が高まり、それがさらなる離職につながるといった悪循環も発生しているそうです。

それでは今年、施行される法改正を2つ取り上げます。

まずは、4月1日に施行される改正パートタイム労働法です。法改正により、事業主は、パートタイマーの雇入れ時や契約更新時に労働条件（賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、正職員転換等の措置内容等）について説明する義務を負うこととなります。以前から労働条件は文書等により交付しなければなりませんでしたが、個々に説明する義務も生じることになります。

また、労働条件通知書も変更する必要があります。具体的には、新たに「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を記載することになりました。この相談窓口は、パートタイマーからの相談に対応するための体制整備が事業主の義務とされたため、パートタイマーを雇い入れている全ての事業主が対応にあたる担当者または担当部署を決定して、整備しておかなければなりません。

次は、メンタルヘルスです。労働安全衛生法の改正により、職員のストレスチェックが義務化されます。施行日は、今年の12月1日になりますが、ストレスチェックの具体的な実施方法が、厚生労働省から明らかにされています。まずは、ストレスチェックの実施が義務となるのは、職員数50人以上の事業場とされており、50人未満の事業場については、当分の間、努力義務となります。また、対象となる職員は、一般健康診断の対象と同じく、常時使用する労働者となるようです。定期健康診断のように1年以内ごとに1回以上実施することになり、外部機関に実施を委託することも可能です。ストレスチェックは、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士が行うこととなりますが、労働者本人に対する結果の通知は実施者が、他の者に見られないよう封書、メールなどで行うなどの配慮が求められており、事業主への情報提供については、労働者の同意を得ることが必要になります。そして、事業主は、ストレスチェックと医師による面接指導の結果に基づき配置転換などの就業上の対策を実施しなければなりません。厚労省は、近々に最終報告をまとめ、これに基づき省令・指針を作成するようです。

ストレスチェックの実施状況を把握するため、事業主に労働基準監督署への報告を求める仕組みも検討されているとのことなので、しっかりした準備が必要になります。

労務管理



会社紹介

私共の事務所は、完全経営者側の社会保険労務士という考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただいております。

コーチングを活用した人材育成（2）

コーチングは、問題解決や目標達成のために相手の意欲や行動を促す双方向のコミュニケーションスキルです。コーチングの基本的なスキルや構造についての理解が深まり、職場でのコミュニケーションの改善や個別面談での聴くことの重要性が浸透する中、コーチングがうまく機能しないケースも多いようです。

【コーチングがうまくいかない事例】

1. 信頼関係ができていない

コーチングは信頼関係の構築が前提となるため、部下の発言や行動等に共感を持ち信頼関係を深めることが大切です。

2. 上司が部下を否定的に見ている

上司の思いが先行し無意識に部下を否定する態度や発言が出てしまうと、部下の本音を聞き出すことが難しくなります。

3. 上司が答えを持っている

コーチングでは質問のスキルも大切ですが、上司の答えを誘導するような詰問は部下の自発的な発言や行動を促すことができなくなります。

【非言語情報の影響】

コミュニケーションにおいては言葉が占める割合は小さく、話し手の態度や表情、声の大きさや話のスピード、話し方などの影響が大きいという分析結果があります。

〈メラビアンの法則〉

55% 視覚情報（態度、表情、ジェスチャー、しぐさ、見た目 等）

38% 聴覚情報（声の大きさ、話すスピード、声のトーン 等）

7% 言語情報（話の内容）

相手の話を最後まで聴くことや、相手の表情やしぐさを真似たり同じ言葉を使う等相手の感情や気持ちに共感を示すコミュニケーションを図り信頼感を築くこと（ラポール）がコーチングの基盤となります。

弊社ではコーチングを活用した人材育成を支援致します。ぜひお気軽にお問合せ下さい。

人財育成



自己紹介

地元新聞社グループ会社にて学会・全国大会等の運営やVIP接遇に携わり、その後市内ホテル勤務等を経て、専門学校では秘書検定・サービス接遇検定対策講座、就職指導などを担当。今までの経験や産業カウンセラー・キャリアコンサルタント等の資格を活かし、女性ならではの視点で医療機関をはじめとしたさまざまな組織と人材の成長をサポート支援しています。

株式会社メディカ・コンサルティング
コンサルティング部 坂上 牧子

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

資産運用の個別相談

- お金のことは、預金・株・保険・税金等と多岐にわたります。しかも、一つ一つに専門性が要求され、特に資産運用ではリスク対策が重要なこととなります。
- これを1人で、設計・実行することは、忙しい先生方にとっては難しいことです。
- お金のそれぞれの分野別に専門家はいても、全体を考えた上での相談ができるコンサルタントがなかなかいません。
- しかし、欧米では、投資の際にコンサルタントを雇うのは常識といわれます。
- 誰にでも当てはまるプランを提案するのではなく、あなたのためのあなたに必要な資産運用プランとはどんなものなのでしょうか。
- 金融機関から独立した立場 (IFA) で、中立公正なアドバイスを行います。

※ IFA : Independent Financial Advisor

FP資格を持つコンサルタントが親身にご相談に乗ります。初回相談無料、どうぞお気軽にお申し出ください。個人情報に関する守秘義務を厳守いたします。

★こんなこと気になっていませんか？

資産生活への相談	パッピーリタイアメントに向けて、資産収入で生活するために何をすれば良いか？ロードマップを作りたい。 資産管理・運用の方針・大まかな方向性として気をつけるべきことについてや、資産の配分について相談したい。
運用の方針の相談	株や不動産や投資信託などを保有しているが、今のままの買い方、売り方で良いのか不安がある。戦略や、運用の方針が決められない。
金融商品の選び方	お金を殖やすために何かしたいけど・・・ 自分にとって最適な運用方法とは？
株式・投資信託 (ファンド) の分析	株式・投資信託を購入したが、果たしてこのまま持ち続けて良いものなのか、よくわからない・・・
タックスプラン	資産や事業継承のことをきちんと考えたい。税金や社会保険料のことをあまり考えてこなかったけれど、効果的な節約の方法があれば知りたい。

資産運用の個別相談【申込書】

勤務先病院名	ご連絡方法			電話	・	メール
お名前	(ご本人様 ・ 配偶者様)					
ご連絡先	TEL	お電話の場合のご連絡希望日時	月	日	時	頃
メールアドレス	@					

石川県医師会関連団体 有限会社アイエム (担当 山下、村井)

申込先 ☎ FAX : 076-239-3821